



島根県報

令和8年5月12日（火）

第 7 1 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和8年度地方の臨時種畜検査の実施	（畜 産 課）	2
土地改良区の定款変更の認可（3件）	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業計画の変更	（ ” ）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（ ” ）	3
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	3

【公 告】

基本測量の終了	（技 術 管 理 課）	4
公共測量の実施（3件）	（ ” ）	4
公共測量の終了	（ ” ）	5

【特定調達公告】

島根県立学校次世代校務支援システム構築・運用業務に係る随意契約の相手方 等	（教育連携推進課）	5
--	-----------	---

告 示

島根県告示第309号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、令和8年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

令和8年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 実施する地域

県内一円

2 実施期日及び場所

令和8年5月23日から令和9年度定期種畜検査の開始の日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

島根県告示第310号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、揖屋干拓地土地改良区の定款変更を令和8年4月28日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宍道湖西岸土地改良区の定款変更を令和8年4月28日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大田市水上町三久須土地改良区の定款変更を令和8年4月28日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大野地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第314号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和8年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
安来地区（畑田輪工区）区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和7年3月3日
安来地区（志引工区）区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和7年3月3日
安来地区（福留工区）区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和8年3月12日
安来地区（見土路・部張工区）区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和8年4月8日

島根県告示第315号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和8年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

松江市島根町野波3693-3 北川 壽

" 野井507-1 金村昌幸

" 大芦386 北野忠信

(2) 加入区

島根町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和8年3月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域
島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和8年5月7日から同年10月30日まで
- 3 作業地域
松江市美保関町七類地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和8年5月7日から同年6月25日まで
- 3 作業地域
鹿足郡津和野町部栄地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について津和野町長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類

公共測量（空中写真撮影及びデジタルオルソ画像作成）

2 作業期間

令和8年4月23日から令和9年3月31日まで

3 作業地域

鹿足郡津和野町全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年4月24日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）

2 作業期間

令和8年4月10日から同月24日まで

3 作業地域

隠岐郡隠岐の島町中町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年5月12日

島根県教育委員会教育長 井 手 久 武

1 件名及び数量

島根県立学校次世代校務支援システム構築・運用業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育連携推進課教育DX推進室 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年4月10日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

モチベーションワークス株式会社 代表取締役 一ノ倉 悠 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

5 随意契約に係る契約金額

209,575,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。